

名取市仙台せり応援マスコットキャラクター使用要領

(目的)

第1条 名取市（以下「市」という。）の特産品である仙台せりを応援する市マスコットキャラクター「セリーナちゃん」（以下「マスコット」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることにより、マスコットを適正に普及させ、もって本市及び仙台せりのイメージアップを図ることを目的とする。

(マスコットの図案)

第2条 マスコットの図柄は、別図のとおりとする。

(使用承認の申請)

第3条 マスコットを使用しようとする者は、あらかじめマスコット使用承認申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、名取市長（以下「市長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 市の機関、仙台せり振興協議会、名取市観光物産協会又は国若しくは地方公共団体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (3) その他市長が適当と認めた場合

(使用承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、承認するものとする。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなる恐れがある場合
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れのある場合
- (3) 特定の個人又は団体の売名に利用される恐れのある場合
- (4) 不当な利益を得るために利用される恐れのある場合
- (5) マスコット等を正しい使用方法に従って使用しない恐れがある場合
- (6) 法令や公序良俗に反する恐れがある場合
- (7) その他、承認することが不相当と認められる場合

2 前項の承認は、使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行うものとする。

3 市長は、第1項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

(使用料)

第5条 マスコットの使用料は、無料とする。

(見本の提出)

第6条 承認に係る物品等の見本は、速やかにその提出を行うこと。ただし、見本の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出を行なうこと。

(使用上の遵守事項)

第7条 マスコットを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。マスコットのデザインの改変は原則として認めない。

- (1) 承認された内容により使用し、市長の指示する条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形等を正しく使用すること。
- (3) 縦横比の変更はしないこと。
- (4) マスコットデザインの一部使用をしないこと。
- (5) マスコットデザインの向きを上下、左右、反転しないこと。
- (6) マスコット使用時には「仙台せり応援マスコットキャラクター セリーナちゃん」と表記を付すること。ただし、スペース等の関係で、上記表記が難しい場合は、「仙台せりマスコット」と表記を付すること。
- (7) ただし、事前に市長と協議し、認められた場合に限り、マスコットのイメージを損なう恐れのない範囲で、マスコットデザインの改変、一部使用を認める。
- (8) マスコットを使用した動画を製作する際は、事前に製作案（絵コンテ・音声など）を提示し、市長から承認を得ること。

(承認内容の変更の申請)

第8条 マスコットの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、使用承認変更申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行うものとする。
- 3 変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(承認の取消し)

第9条 市長は、マスコットの使用がこの要領及び承認の内容に違反していると認められるときは、当該マスコットの使用承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消しは、使用承認取消書（様式第4号）をもって行うものとする。

(責任の制限)

第10条 前条の規定により、マスコットの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

2 マスコットの使用承認を受けた者が、マスコットの使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、市長は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、マスコットの取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年7月13日より施行する。

別図 (第2条関係)

